

宮監公表第 5 号
令和 7 年 2 月 2 6 日

宮崎市監査委員	阪	元	勇
宮崎市監査委員	松	浦	史典
宮崎市監査委員	松	山	清子
宮崎市監査委員	中	村	鉄兵

定期監査措置状況の公表について

令和 6 年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
観光商工部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

令和6年度定期監査結果に対する措置状況通知書

令和6年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置したので通知します。

部局名	指摘事項等	措置状況
観光商工部	(1) 指定管理について、特産品等販売施設の利用料金は月ごとの売上額の10%と規定されているにもかかわらず、日ごとの売上額の10%の合計額としていた。 また、月ごとの売上額の10%と規定されている自動販売機スペースの利用料金について、令和5年4月と令和6年4月が同額となっており、算定根拠が不明なまま報告書を受領していた。（観光戦略課）	・道の駅フェニックス条例に基づき、利用料金承認書の内容を十分に確認するとともに、指定管理者との連携を図り、適切な報告を行う。 ・各月の利用料金収入にかかる証拠書類の提出を指定管理者に求め、チェック体制を整える。
観光商工部	(2) 補助金について、支出負担行為を変更し、又はその一部若しくは全部を取り消す場合は、支出負担行為の手続きに準ずるため、変更前の額が1件300万円以上1,000万円未満の補助金に係る支出負担行為の変更等については部長専決事項であるにもかかわらず、課長までの決裁となっていた。また、財政課長までの合議がされていなかった。（観光戦略課）	・決裁時に区分チェックリストを添付し、専決者および合議区分の確認を徹底する。
観光商工部	市外旅行に係る旅費において、次のような不備があった。 (3) ・旅費内訳のバック料金額と領収書に記載された額との間に差額が生じていたにもかかわらず、旅行命令の変更、精算及び戻入を行っていなかった。（観光戦略課） ・研修施設に前泊した日の夕食代1,100円を支給すべきところ、支給していなかった。（産業政策課）	・令和6年度分の精算及び戻入を行う。旅費支給条例施行規則に基づき、領収証を受領した段階で確認を行うよう徹底する。（観光戦略課） ・宮崎市旅費取扱マニュアルの再確認及び不明確事項の人事課への確認を徹底する。（産業政策課）
観光商工部	行政財産目的外使用において、次のような不備があった。 (4) ・電気自動車等の充電サービス提供駐車場について、急速充電器は道路占用料条例別表のうち法第32条第1項第1号に掲げる工作物「その他のもの」で算定すべきところ、行政財産目的外使用料条例別表第1に基づき算定されていた。また、片面1本と両面1本の案内看板について、片面2本で算定されていた。（観光戦略課） ・令和6年度の行政財産目的外使用料について、行政財産使用料条例第5条第4号の規定による道路占用料条例で算定した使用料に関する減免の特例に該当しないにもかかわらず、減免しているものがあった。（観光戦略課） ・行政財産目的外使用許可について、行政財産使用料条例別表第1中「土地」の区分として算定すべきところ、道路占用料条例別表中「令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料」として算定しているものがあった。（スポーツランド推進課）	・行政財産目的外使用許可及び使用料の算定方法について、行政財産使用料条例及び道路占用料条例の確認を徹底し適切に算定することとする。（観光戦略課） ・実態に即した申請書への記載を求め、許可書の記載に誤りが無いか厳密に確認する。（スポーツランド推進課）
観光商工部	(5) 産業振興計画策定に係る地域経済分析及課題分析等業務委託について、予定価格書の設計金額及び予定価格には設計書の設計金額（執行金額）を記載すべきところ、別の金額を記載していた。（産業政策課）	委託契約事務チェックシートを新たに作成し、起案者と決裁者が共同でチェックシートに基づき、書類の記載内容や添付書類の漏れがないか厳密に確認する。
観光商工部	(6) 交際費について、資金前渡すべきところ職員が立替払を行っていた。（企業立地推進課）	立替払が生じないよう、今後は余裕を持った起案を行う。緊急的に必要となった場合は、関係課と処理方法について相談・協議を行い、適正な処理を行う。

令和 7 年 2 月 3 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 清山 知憲

